

政令第百三十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部
を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、この
政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十
三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号中「、第十条の五の六第七項から第九項まで」を削り、同条
八項中「、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」を「並び
に第十条の五の五第三項」に改める。

第十三条の五を削る。

第十三条の六第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第
二項及び第三項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条を第十三
条の五とする。

第十八条の八を削る。

第三十一条の三を削り、第三十一条の二の二を第三十一条の三とする。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。